

# 私たちが考える川崎市の図書館 ～市民が頼れる図書館へ～

**図書館は、人類の知的財産の宝庫です！**

コロナ禍でわかったこと、「知ること」は私たちが生きてゆく上でなくてはならないことでした。

図書館は人々の生活に根付いていました。

たくさんの市民が、図書館を切望していました。

図書館は、私たちにとって生きるための知恵が集まる場所です。

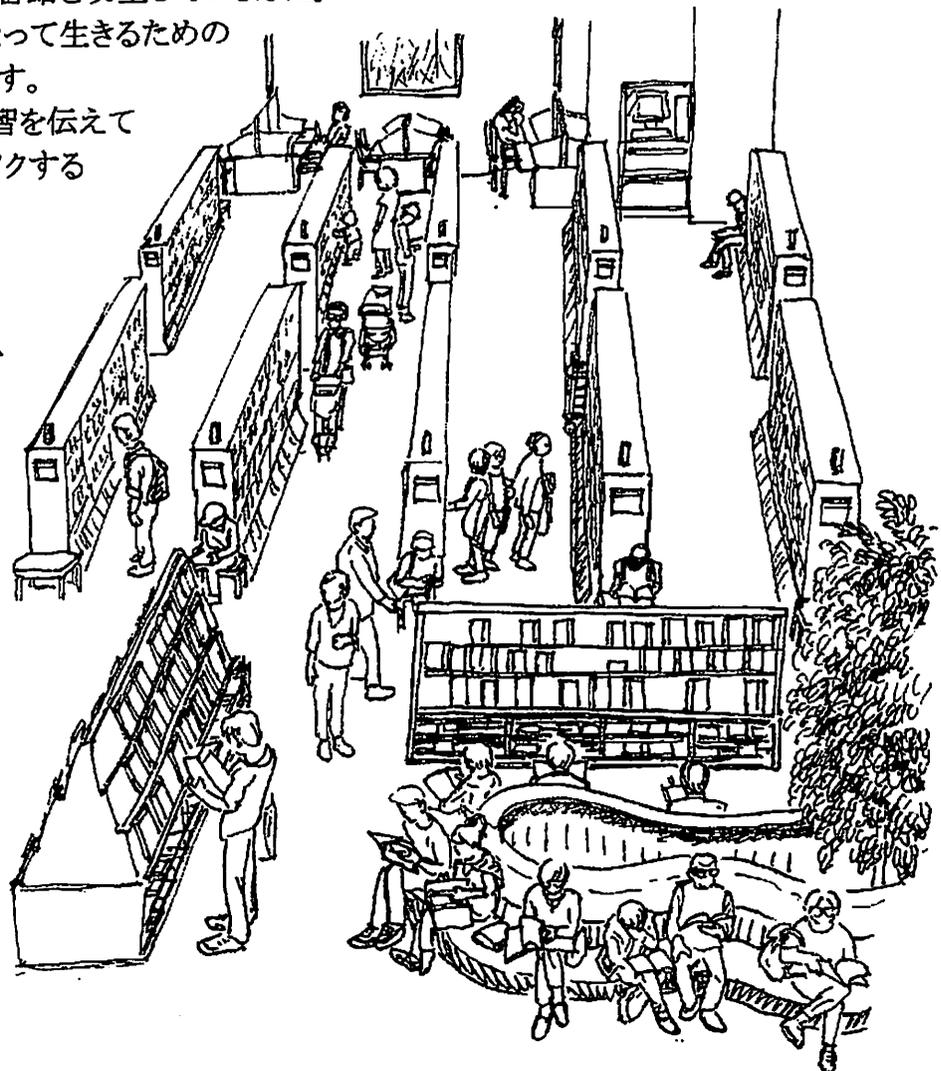
図書館は、人類の叡智を伝えてくれると同時に、ワクワクする

未知との出会いの場、まちの頭脳なのです。

図書館は、市民のみなさんの知りたい、学びたいを保障する役割を持っています。

さらに市民と行政がともに育ててこそ図書館は発展するのではないのでしょうか？

私たちは、川崎市の図書館の充実と発展を願っています。



## はじめに

川崎市はまもなく市制 100 周年を迎えます。人口 154 万人、政令指定都市でもトップクラスの財政を誇り、市の試算では少子高齢化の時代にあつてなお、2030 年頃まで人口が増加します。その川崎市に暮らす人たちの日常がより豊かになるために、私たちは川崎市の図書館がもっと充実してほしいと願い、2015 年に会を立ち上げました。

川崎市は、2018 年 2 月「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の検討に関する考え方について」を公表し、市民に十分な周知をしないまま、2019 年 3 月に鷺沼駅前再開発に伴い現区役所・市民館・図書館を廃止し、鷺沼に移転することを決定しました。（「鷺沼駅再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」） 実質 2018 年 5 月から開始されたフォーラム等の市民意見の聴取から 1 年もたたない 2019 年 2 月に、方針案を公表し、パブリックコメントでは短期間に多くの反対意見が出されたにもかかわらず、3 月に市長の総合的判断で決定されました。鷺沼に新しい公共機能を望む声はあっても今の区役所・市民館・図書館を廃止して欲しいという意見はありませんでした。人口が 1.5 倍になっているにもかかわらず、なぜまだ使える現図書館・市民館を廃止し、新しい公共施設をつくらないと明言して、同規模の施設を鷺沼に移転するのでしょうか？ 全く納得できません。川崎市は、納税者である住民が生活に欠かせない図書館、市民館などの文化施設をなぜ大事にしないのでしょうか？ 図書館は、市民にとってだれもが日常的に気軽に利用でき、資料・情報に精通した専門職の司書とサービス網によって求める資料が提供される「知と文化と情報の拠点」です。

川崎市はかつて図書館について、中央図書館を設置し、暮らしの中に図書館サービスを行き届かせるための川崎市全域サービスをめざす構想を持っていました。（「平成 10・11 年度川崎市立図書館協議会研究活動報告書、「2001 かわさきプラン第 2 期計画」）しかし、それは「2002 年行財政改革」で凍結されました。

2020 年 5 月川崎市は「宮前市民館・図書館基本計画」を公表、多くの問題を指摘するパブリックコメントが提出されたにも関わらず、2020 年 8 月に策定しました。また「今後の市民館・図書館のあり方」についても、2020 年 2 月に基本的考え方を、2021 年 1 月にあり方を公表、2021 年 3 月に策定しました。この「あり方」は、先に川崎市が持っていた全域サービスを否定するものです。私たちはその都度、請願（2019.10.7）や陳情（2020.12.15）を行ってきましたが、議会にも教育委員会にも理解を得ることはできませんでした。

図書館を構成する基本要素は、資料、人（司書）、施設、そしてネットワーク・市民です。私たちは、川崎市が図書館法に示された図書館の重要な使命について具体的な構想を示さないことに危機感を覚え、図書館がこうあってほしいとの思いを込めてこのパンフレットをまとめました。

私たちが望む図書館像が、図書館について意見を交わすきっかけになることを願っています。

2022.2

## 目次

公立図書館の基本 I	だれでもどこに住んでいても図書館が使えるように・・・2
公立図書館の基本 II	資料は図書館の生命線！・・・3
公立図書館の基本 III	司書は、あなたの知りたい！の水先案内人・・・5
公立図書館の基本 IV	ネットワーク（図書館サービス網）・・・7
公立図書館の基本 V	直営で、住民参加によって図書館を発展させよう・・・8
公立図書館の基本 VI	図書館と市民・ボランティアとの協働・・・9
公共図書館の基本 VII	市民の知る権利と図書館・・・10

## 公立図書館の基本 I

### だれでもどこに住んでいても図書館が使えるように

朝、新聞を読みに来る人、散歩の途中に図書館に寄る人、本を買う前に図書館で読む人、さまざまな本や情報を比べる人、親子で一緒に楽しむ人、自分の知りたいことを探しにくる人、なんとなく本を見に来る人、ネットが苦手、パソコンを使えない人、家に Wi-Fi がない人、なんとなくふらっと気軽に立ち寄る人など・・・

どんな人も日常の生活の中で本や雑誌に触れ、信頼できる情報を得ることで、等しく自由に考え学ぶことができる図書館、そんな文化を大切にす川崎市であってほしいです。

#### 図書館の整備はゆき届いているか？

川崎市は 2000 年から 12 館体制のままです。他都市と比較すると、人口に比し図書館が少ないことがわかります。(グラフ1参照)

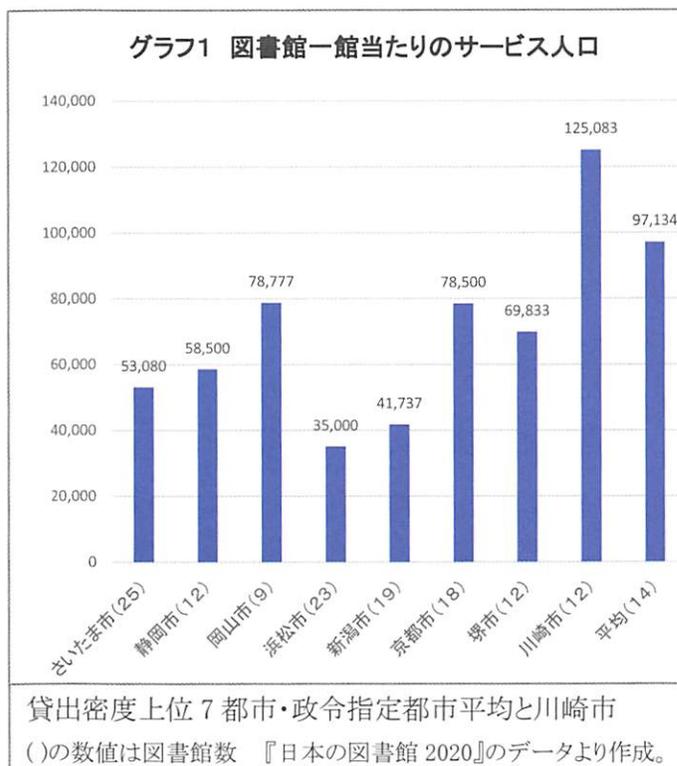
2021 年 3 月にまとめられた「今後の市民館・図書館のあり方」(注1)では、国の「公共施設再編整備計画」に添い、新たな公共施設を作らないと明言しています。しかし、東京から川崎市に移った市民は、あまりの少なさに驚いていました。再度実態に添った図書館配備計画の見直しが必要です。

文科省の「望ましい基準」(注 2)目標基準例によると、政令指定都市約 96 万人とした館数は 17.5 館となっています。

2000 年の川崎市の図書館構想(注 3)では、半径 1.5 キロに1館を作ることが掲げられています。150 万市民が、生活の中で必要な資料・情報を入手できるよう、歩いて行けるところに、図書館を整備してください。

課題 ① 先ずは各区の地区館の他、市民の要望が強い分館未設置の地域に分館設置を目ざす。

課題 ② 近い将来、中学校区に一つの図書館の整備をする。



#### \*地域開放事業による学校図書館は公立図書館には該当しません\*

川崎市は、「教育プラン」や「今後の市民館・図書館のあり方」で、「市内 10 校との連携による学校図書館の地域開放事業」を公立図書館サービスと位置づけていますが、利用の実績も少なく、本来学校図書館は学校教育の為に設置されており、公共図書館としてのサービスになりません。むしろ公共図書館は学校図書館を支援する役割があります。

(注 1) 「今後の市民館・図書館のあり方」：2021 年 3 月にパブリックコメントを経て策定した。市民館・図書館の向こう 10 年間を見通した方向性が提示された。特に図書館の専門性を尊重せず、市民館との融合を強調し、問題の多い内容となっている。また、各図書館の長寿命化の調査は掲載されているが、配備計画についてはふれられていない。なお、鷺沼駅前の再開発に伴い、宮前の図書館、市民館を鷺沼に移転することが 2019 年に、反対の意見を無視して決

定された。また、「新しい宮前市民館・図書館基本計画」(2020年8月)を先にまとめ、市全体の図書館のあり方について後付けでまとめる結果となっている。市民は、他区と同じように宮前区に2館をと主張。平行線に終わっている。「宮前区役所・市民館・図書館の移転に反対し鷺沼駅前再開発を考える会」が集めた「鷺沼再開発・タワマンの見直し」と「現宮前区役所を存続し、2つの図書館と市民館の設置を求める」陳情署名は1万筆を超えた。川崎の文化と図書館を発展させる会が実施した2019年および2020年に図書館の振興などを求めた請願と陳情も却下された。こうした市民の声を行政は受け止めず、市民自治がないがしろにされる事態にいたっている。

(注2)「望ましい基準」：正式名称「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文科省告示第132号)図書館法制定以来、長期にわたり定められていなかったが、平成13.7.18に告示された。図書館の時代に即した「あり方」、その運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民などに対する情報提供に努めること等が新たに設けられた。合わせて、人口段階別に具体的に図書館数や貸出点数、資料費などの目標数値を「目標基準例」として別表が定められた。

(注3)「川崎市の図書館構想」：1986年社会教育委員会議は『川崎市における市民館及び図書館の運営のあり方について』という答申を教育委員会に提出した。その中で、川崎市の図書館は「綿密な地域計画に基づいた全市的総合システムとして構想されるべき」として、「川崎の図書館システムは中央図書館、地区館(各行政区に1市立図書館)、分館、及び配本所、自動車文庫などによって構成されることが望ましい」とした。2000年には図書館協議会が川崎の図書館構想を提起した。こうした構想に基づき川崎市は、「2001かわさきプラン(第2次中期計画)1986-1990」以降、具体的に地区館の建設と平行してサービスの空白を埋めるべく9分館を目標として掲げ、全住民へのサービスの実現を指向していた。現在、宮前区と中原区、多摩区は分館が未整備のままである。

## 公立図書館の基本Ⅱ

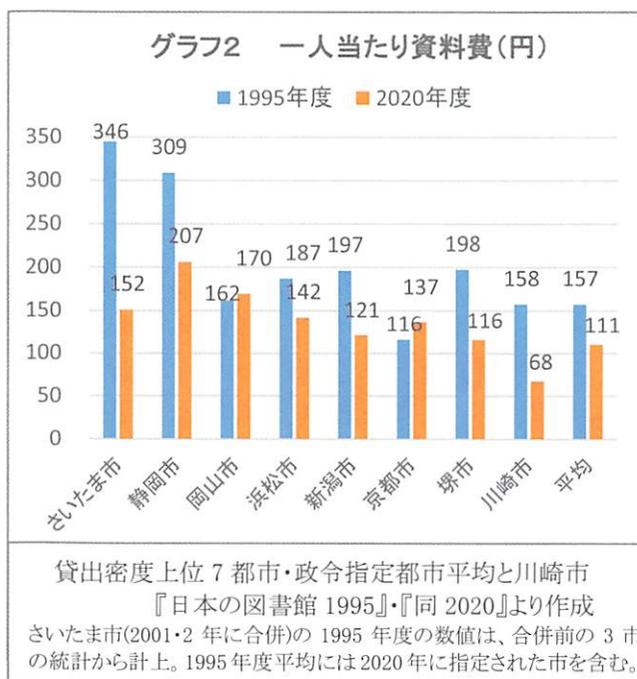
### 資料は図書館の生命線！

読みたい本がない！予約しても手に入るのは数ヶ月～1年後。これでは読む気がなくなります。読みたいときに読むから面白い。読んだ本に刺激を受けて、違う本も読みたくなる、興味が広がり、考えることも深まってくる。専門書も読みたい、そんな市民の意欲を支えるのが、図書館の資料や情報です。図書館は行政機関にあって、唯一、市民に資料提供の任務を負っています。

### 1. 資料費などの予算は充分か？—資料費を検証する

川崎市の図書館資料を買う予算は1990年代に2億円を越していましたが、2018年には1億円を切りました。ピーク時の6割減となっています。1995年度と2020年度の1人当たりの資料費を比較すると大部分は減となっていますが、岡山、京都市の資料費は減じておらず高くなっています。2020年の政令指定都市平均は111円、川崎市は68円です。政令指定都市中、下から2番目という低さです。(グラフ2参照)

課題 「望ましい基準」の政令指定都市の目標値は268.6円。資料費の高さは利用の高さにも通じます。当面、サービスの高い7館の平均159円を目標と設定し実現して欲しい。



## 2. 川崎市の図書館資料収集の方向は？

資料は、図書館の命です。豊富な資料は読者の資料要求を引き出し、読書意欲・判断力を培う大事な源です。どのようなコレクションを市全体として構築するか によって図書館の真価が問われます。

『川崎市立図書館資料収集要項』によると、「川崎市立図書館は、市民の要求や社会的動向等が的確に反映されるよう十分配慮して、市民の自主的な学習、調査研究、趣味、娯楽等に必要な資料および情報を幅広く収集するものとする」と定めています。外国語図書、逐次刊行物、地域・行政資料、電子資料の必要性、複本を揃えることやリクエストにも基準に基づきできるだけ収集すると規定しています。

しかし、川崎市は現在、各区の中心館である地区館の蔵書の構成を、ある区では文学を中心に、ある区では芸術・哲学を重点にといった配分があり、欠落部分については各館で補い合うとしています。資料費削減の影響のようですが、例えば児童書はどこ地区館でも基本の資料がそろえられていることが必要です。各分野の基本的な資料について整備することが求められます。その上で各区が地域の特徴的なコレクションを形成していくのが理想です。なお、視聴覚資料が少ないのも気がかりです。

## 3. IT 化と収集範囲のこれから

1) 電子情報と図書館：IT 化が進み、従来の紙媒体の資料に加え電子媒体の情報(電子図書、電子ジャーナル)や地域アーカイブの取り組みにも目配りが必要です。

2) 地域資料・地域アーカイブの取り組み：地域資料の収集は図書館の専門分野で、重点にしているようですが、これからは、地域の資料を発掘していくことも図書館には求められます。大阪の北摂地域に散在する記録(写真)を収集・整理し、電子データとして保存。広く公開する事業を、豊中市と箕面市の図書館が事務局となり、両市の住民からボランティアを募って実施している事例があります(北摂アーカイブ)。こうした図書館からの発信がこれからの図書館に期待したいことの一つです。

以上のように、今現在必要で、利用者を待たせない為の副本購入、これからの電子化への対応などの実現のためにも十分な資料費が必要です。

### 川崎市は図書館にどの位お金をかけているの？

図書館全体の費用⇒図書館費は文科省「望ましい基準」では市の一般会計の1%と提唱  
川崎市は0.16%(2019年度)

★川崎市⇒2019年の図書館費は12億2,519万1千円(人件費は63名×800万円と試算)  
一般会計予算:7,590億円 人口:148万8千人(2019年度)  
一般会計予算(2019)に占める図書館費の割合は:0.16%  
住民1人当たり図書館費は823.4円

先進国といわれている国々では図書館に投入する財政支出も高い。

北欧では、例えば学力世界1・2位を争うフィンランドで、一般会計予算に占める割合は1.54%、住民1人当たり図書館費は、約7,300円。

デンマークは、一般会計予算に占める割合は1.00%、住民1人当たり図書館費約6,840円(2008年)、スウェーデンでは、一般会計予算に占める割合は1.44%、住民1人当たり図書館費4,728円である。

残念ながら、この面で日本は立ち後れていると言える。

日本図書館協会 図書館政策企画委員会委員長 森下芳則氏提供

## 公立図書館の基本Ⅲ

### 司書は、あなたの知りたい！の水先案内人

図書館の使い方って、知っていますか？

ー川崎市宮前区平2丁目辺りの市営高山団地が出来る前の状況を知りたい、写真も。

ーコロナ禍、カミュの『ペスト』を思い出した。ペストで言っていた有名なカミュの言葉は何だったかな？今度の会報に引用したいな？

このように漠然としたことでも相談できるのが、図書館の専門家、司書です。司書は、時代やその地域の人たちが求める資料・情報をゆたかに整え、資料・情報と市民個々の資料要求に応える大切な水先案内人です。市全体の資料の収集・整備・保存・相談・運営のノウハウを蓄積し次世代に繋げていくベテランの司書集団の形成が図書館には欠かせません。

では、貸出密度上位館と川崎市との比較を基本的なデータで見てください。川崎市は正規職員の内司書の割合が平均より低くなっています。

表1 政令指定都市中サービス上位の自治体と川崎市との比較

貸出密度（市民1人当貸出点数）・資料費・職員（2020年度）

自治体名 (順位)	図書館数(※)	人口 (千人)	貸出点数 (千点)	貸出密度	資料費 (千円)	1人当 資料費 予算 2020年 度(円)	正規職員 (内司書・ 補)	司書 率 (%)	非常勤・ 臨時(委 託)
1 さいたま	25 (1)	1,302	9,212	7.08	197,309	152	164 (101)	61.6	18 (50)
2. 静岡	12	702	4,185	5.96	145,093	207	44 (17)	38.6	169 (0)
3. 岡山	9 (36)	709	4,137	5.83	120,547	170	26 (24)	92.3	76 (0)
4. 浜松	23 (1)	805	4,386	5.45	114,600	142	37 (15)	40.5	28 (226)
5. 新潟	19 (23)	793	4,202	5.30	96,156	121	54 (44)	81.5	125 (71)
6. 京都	18	1,413	7,198	5.09	193,148	137	173 (124)	71.7	79 (0)
7. 堺	12	838	3,887	4.64	97,220	95	64 (53)	82.8	86 (0)
8. 川崎	12	1,501	6,537	4.36	101,854	68	64 (36)	56.2	78 (28)
政令指定都市 平均	14	1,374	5,521	4.02	146,676	111	80 (49)	61.2	86 (75)

※館数の()の数字はサービスポイント(SP)。SPは図書館ではないが類似施設として図書館と連携・協力を組み、図書館のサービス網の一環に組み込まれている。

※川崎の窓口委託職員数は2016年度以後不明のため2016年度の数値。『日本の図書館2020』より作成。

## 1. 司書の仕事とこれからの図書館

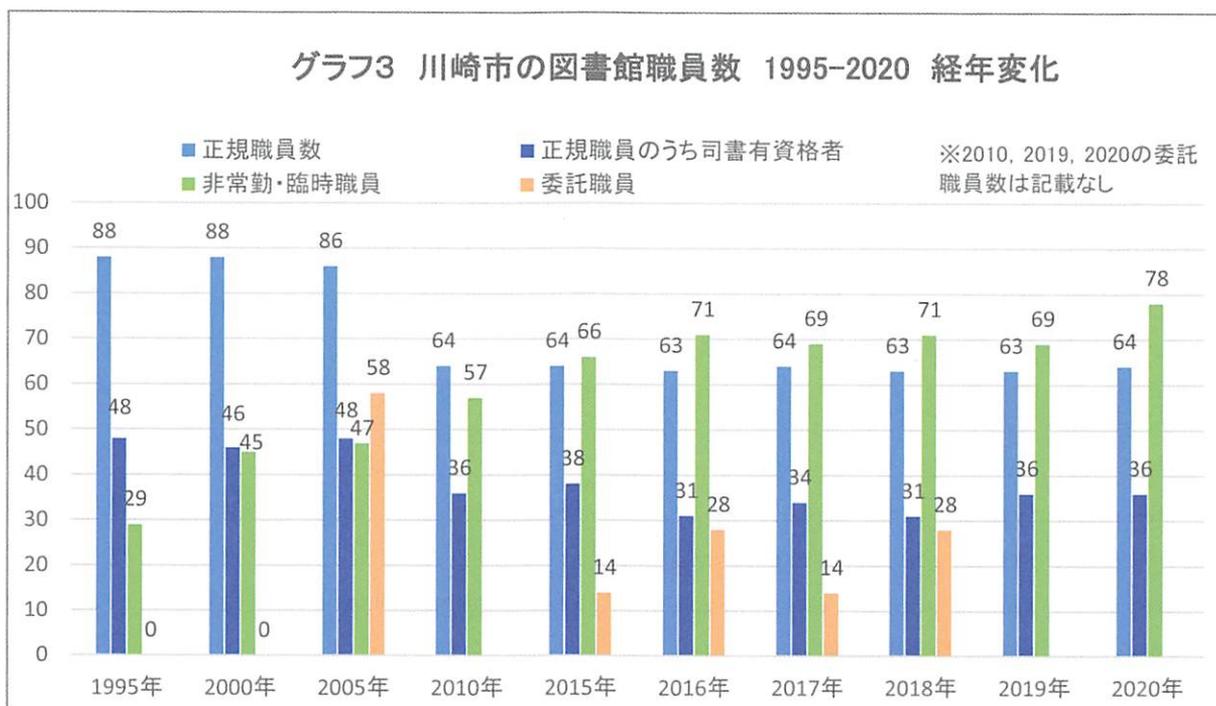
司書は文字通り書を司る専門職として不断の努力と研鑽が欠かせません。毎年7万冊もの出版物から各分野の動向をつかみ、所蔵状況や地域性や利用動向と照らして選書を行います。資料の体系化(整備)や保存・廃棄についても資料についての知識が必要です。またgoogleなどの検索エンジンの発展は膨大な情報を入手可能にしている反面、知りたいことを信頼できる情報源から効率的に得ることは難しくなっています。図書館は今までの蓄積をいかし、インターネット情報資源にも精通して課題解決を含めさまざまなレファレンスサービスを行い、市民の検索能力を高めるために、人と資料を繋げる力量が問われます。またそれを積極的に発信していくことが求められる時代です。司書の相談能力のアップのためレファレンサーの養成なども喫緊の課題ではないでしょうか。これからは、専門職として司書の役割がますます重要です。

## 2. 川崎市の司書職制度

そうした点から、司書の蓄積したノウハウを系統的に引き継ぎ、向上させる為には、採用から、異動、研修など意欲ある司書を育てる本格的な司書職制度の導入を検討すべきです。

川崎の図書館の正規職員の司書の割合は、50%前後を推移しています。少ない司書・職員の頑張りを利用の水準を維持しているといえるでしょう。(グラフ3参照)

しかし、全国同様、非常勤や委託職員が年々増えていることが心配です。臨時や委託・派遣職員が増え、過度に正規職員を減らせば、図書館の機能が損なわれることが危惧されます。川崎市の図書館では、2004(平成16)度から民間による窓口委託が導入され、2021年3月策定の「今後の市民館・図書館のあり方」では、検証のないまま、さらに民間活力の活用が謳われています。



※こうした状況は全国的な傾向です。「公益財団法人 文字・活字文化推進機構」の活字文化議員連盟・公共図書館プロジェクト(超党派議員で構成)はこうした傾向を危惧し、2019年8月に提言を出しました。「公共図書館—『新しい公共』の実現をめざす」です。それによれば、文科省の「社会教育調査」によると司書の非正規率は1999年から2015年の16年間で23.2%から63.0%に跳ね上がっており(現在は70%を超えている)、「とくに業務委託業者や指定管理者

による図書館では、請負価格の激しい値引き競争が、人件費にしわ寄せされ、司書待遇の低下につながる事例もあるが、雇用契約の『秘密保持条項』にガードされ表面化することはない」と指摘しています。大手の委託業者で働いているスタッフの時給が800円のケースもありました。このように委託の拡大はワーキングプアを生み出すだけではないか？との指摘がされています。

**課題 ①** 川崎市はこの面からも会計年度任用職員及び委託職員を減らし、正規の司書配置の増を考慮すべきです

**課題 ②** 司書の技量を継続して育てられるよう、安定して図書館に務める正規の専門職司書を、途切れることなく採用し、働き続けられる司書職制度を検討し、且つ非常勤職員の正規化なども講じてください。

## 公立図書館の基本IV

### ネットワーク(図書館サービス網)

#### 資料要求の保証は図書館ネットワークの進展があつてこそ

一つの図書館だけでは解決できないことも、他の図書館とつながり、協力する仕組みを通して市民はいろいろな資料、情報を集め、さまざまな資料分析や新しい発見や研究が可能となります。それには市内、市外、県内、県外、あらゆる図書館とつながる図書館間の連携・協力(ネットワーク)の進展が鍵となります。それによって市域内の図書館と、県内外図書館・国会図書館との協力があり、世界の図書館ともつながっているのです。

#### 1. 市内外図書館間の連携・協力

現在、12館の図書館で市民へのサービスを展開していますが、1館のみでは多種多様な資料・情報の要望に応じるのは限界があります。収集からサービスまで共有し、12館が一つの図書館のごとく一体となって仕事を進めています。また、川崎市は、町田市や横浜市等、自治体間と協定を結び、さらに県立図書館や国会図書館とも連携・協力しています。内容も相互貸借だけでなく、レファレンス(資料相談)などの利用面や、保存、図書館員研修などあらゆる分野に及んでいます。

#### 2. 市内類縁機関・大学図書館との連携・協力

市内には、博物館・美術館、平和館や川崎市労働会館資料室、川崎市公文書館、市議会図書室、登戸研究所等があります。これらの図書館類似施設にも公共図書館にはない専門の資料があります。連携を強化し、それぞれが持っている資料を市民に開放していくことも必要です。

また、それらの貴重な資料をネット上に公開していく等が試みられています。現在中原図書館が中心になって進めていますが、この面での進展を期待します。

また、和光大学、明治大学、日本映画大学など市内大学図書館とも相互利用協定を結んでいます。

#### 3. 市内学校図書館との支援・協力

公立図書館は学校図書館を支援する立場でもあるので、市立図書館との物流体制を図り、日常的な連携体制が必要です。特に児童やティーンズへのサービスの面での相互連携、そのためには、すべての学校図書館に、学校司書を配置することが必須です。しかし、市内小中学校、特別支援学校、170校のうち現在配置されているのは小学校56校のみ、しかも司書資格不問、年間150回(1回3時間)職員として位置付けられていません。また、司書資格の必要な統括学校司書は月に1回程度の巡回です。

#### 4. 資料の保存体制と共同書庫について

川崎市は「今後の市民館・図書館のあり方」(2021年3月策定)で「共同書庫の設置の可能性について

検討を進めます」と記述しています。

今や川崎市の図書館は、書架も書庫も満杯です。蔵書数は200万冊になろうとしています。毎年7～8万タイトルを受け入れて6～7万タイトルを除籍しているという状態です。各図書館の書架を使いやすく、選びやすくするためにもあまり使われなくなった資料を保存図書館（一般的には中央図書館）に移すといったサイクルも必要なことです。また、資料の保存は次世代に資料を手渡し、川崎市全体で体系的な蔵書構築を形成し、ひいてはレファレンスサービスの進展にとっても必要な施策です。

**課題** こうしたネットワークを進める上でも、図書館を進展させる市全体の計画を進める上でも、共同保存図書館とともに各図書館を束ねる中央図書館の機能の強化・充実が必要です。

#### ネットワークとレファレンスサービス

図書館の連携・協力はレファレンスサービスの部分にも及びます。

市民からの質問を受けた図書館において関連資料が少なく解決できない場合、市内の他館、さらに県や国会図書館と連携して対応しています。回答にあたっては、川崎市で作成しているレファレンス事例のデータベースや、国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、国会図書館レファレンス協同データベース等を活用しています。後者は参加館の自主的な協力によって質が保てる仕組みであり、川崎市では中原図書館が特に川崎に関わる事例に限って登録していますが、さらなる協力が望まれます。また中原図書館では資料調査係が配置されていますが、各区の図書館でも同様に体制の整備を図り、連携をより強化することを願っています。司書など職員は、図書館ネットワークを駆使することによって、安心して最前線に立ち利用者へのサービスにあたることができるのです。

## 公立図書館の基本V

### 直営で、住民参加によって図書館を発展させよう

#### 民間委託、指定管理の問題

民間委託や指定管理では、長期の視点から文化拠点としての図書館を育てる姿勢に欠け、委託会社も数年で変わることもあり、図書館の本質を損ないます。図書館法の主旨からも、民間委託・指定管理ではなく、直営での運営が自治体の責務です。

歴代の文科大臣や総務大臣も指定管理など民間委託は図書館の役割からいってなじまないと発言しています。(注) 日本図書館協会でも同様の趣旨の見解を公表しています。以下問題点を列挙します。

1. 地域の特性に応じた図書館業務に関する能力や知識、ノウハウの継承が困難になります。
2. 図書館業務に精通した職員がいないと業者の意のままに高額な設備や備品を購入し、結果的に経費の高騰を招く矛盾が生じるとの指摘がされています。
3. 委託後2～3年はサービスが伸びても、数年経つと委託料は上がり、サービスは低下するケースが研究者の報告であきらかにされています。
4. 図書館が仮に企業に指定管理された場合、委託された図書館と他の直営図書館とのネットワークが今までのようにできるか危惧されます。
5. また、契約内容に縛られ、市民や利用者の要望を取り入れ対応する柔軟性がなくなります。予算・決算など議会で検討すべき情報が企業秘密として市民に公開されない可能性もあります。

**課題** これらの問題点を含む実態を検証し、直営で運営してください。

上記のような弊害から、外部委託した自治体が直営にもどす事例も出てきています。

#### (注)歴代国会質疑などにおける各大臣答弁

① 昭和61(1986)年3月6日第104国会 海部俊樹文部大臣「やはり図書館法の規定から見ても公立図書館の基幹的な業務については、これは民間の委託になじまないものでしょうし、生涯学習をするという非常に大きな目標があります」 ②平成20(2008)年6月3日第169国会 渡海紀三朗文部科学大臣「大体指定期間が短期であるために、5年ぐらいと聞いておりますが、長期的視野に立った運営というものが図書館ということになじまないというか難しいということ、また職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる、こういう問題が指摘されておる訳でございます」 ③平成22(2010)年12月28日総務省から地方公共団体へ指定管理者制度の導入について注意を喚起する文書を出す。 ④平成23(2011)年1月5日記者会見にて、片山善博総務大臣「本来、指定管理者になじまないような施設についてまで、指定管理の波が押し寄せて、現れてしまっているという。そういうことを懸念していたものですから、改めて、その誤解を解いたり、本来の趣旨、目的を理解していただくために出した。」 ⑤平成28(2016)年11月25日の19回経済財政諮問会議において、高市総務大臣は「経済・財政一体改革の推進に向けた地方財政改革の取組について」を提起。そのなかで、図書館、博物館、公民館、児童館などの管理について、以下の地方団体や図書館関係団体などの意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとすると表明。

○地方団体においては、以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多い。

・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である。(図書館、博物館等)

・専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある。

○関係省(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)において、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から、各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見がある。(他省略)

## 公立図書館の基本VI

### 図書館と市民・ボランティアとの協働

図書館に関する市民の関心は高い。同時に川崎市では、図書館の活動に関わっているボランティアも大変多い。図書館のボランティアは、「布の絵本づくり」など「図書館自体としてはできないことを、住民による自由な立場で行い、それによって、図書館の仕事を助ける」という性格のものが多い。

市民の為の図書館を発展させるには、図書館活動を市民と共有し「図書館とは何か、どうあるべきか」について相互に問うものであって欲しい。それには、図書館(司書)側の姿勢が要です。ボランティアを単に労働力の肩代わりにするのではなく、公立図書館と市民との参画・協働の質を上げていくものと捉えて欲しいと思います。

かつて30年位前に、図書館員がボランティアと一緒に図書館の学習をした経験を持ち交流を深めた時期がありました。また、市民参加を制度的に保証する図書館協議会は1998年に設置されましたが、2016年に廃止されました。

ボランティアや「友の会」などに協力してもらうことは、住民が自ら自治体のことを主体的に考え、住民自治のため「知と情報の拠点」となるよう、図書館を市民とともに創りあげることと同主旨ではないでしょうか？

図書館と市民との良い関係を築くには、図書館・職員側がどう対処するかにかかっているといえましょう。

課題 ① 図書館の運営・活動などについて市民と図書館の協議の場を設置してください。

現在、「図書館協議会」が廃止され、社会教育委員会議の下部組織である「図書館専門部会」が設け

られています。しかし、市民の読書環境や図書館のあり方を図書館法に則って専門的に考え、教育委員会や市立図書館と市民が直接意見を交わし、政策に反映する為の協議の場になっていません。市民と行政が共に図書館を発展させるような関係を構築してください。

**課題 ②** 地域で子どもの読書のために尽力している市民団体等と協働関係を育ててください。

例えば、地域文庫や読書ボランティア団体は、地域の読書環境が不十分であるなどの問題意識を持ち活動しています。地域の読書環境の整備について図書館と意見交換の場があれば有意義と思われます。また、公立図書館として児童サービスをどう展開するかについての方針を図書館とボランティアと共有し、共に意見交換する体制を先ず作ることが必要です。ボランティアは行政の仕事を補うものではなく、より豊かなサービスを展開するものであるべきです。職員側の体制の充実も必要です。

## 公立図書館の基本Ⅶ

### 市民の知る権利と図書館

#### 1. 「真理がわれらを自由にする」

国立国会図書館のカウンターの上にかかげられた銘です。

図書館は戦前「思想善導」の機関として位置づけられました。思想の自由がなく知る自由が押さえられた時代の反省に立ち、戦後は市民の知る権利を保障する図書館、権力の介入なく読む自由、学び、知る自由を保障する図書館へ脱皮することを目指しました。権力から距離を置き、「図書館の中立性」が重んじられたのです。

#### 2. 図書館の自由に関する宣言

2013年松江市教育委員会が、『はだしのゲン』は学校図書館の蔵書として不適なので小中学校の学校図書館から撤去するようとの陳情があったことを契機に(陳情は不採択)、市内の学校図書館の開架から図書を撤去し、子どもの閲覧・貸出を制限しました。すぐに全国から反対意見が巻き起こり撤回されました。そのとき日本図書館協会を始め各図書館関係団体は、図書館の自由宣言を根拠に主張し声明を発表しました。

図書館の自由に関する宣言 は次のようなことを定めています。

図書館は基本的な人権のひとつとして知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを  
もっとも重要な任務とする (以下省略)

- 第1. 図書館は資料収集の自由を有する
- 第2. 図書館は資料提供の自由を有する
- 第3. 図書館は利用者の秘密を守る
- 第4. 図書館は全ての検閲に反対する (以上解説略)

図書館の自由が侵される時、われわれは団結してあくまでも自由を守る

(1954年採択 1979.5.30 改定)

こうした図書館の宣言を実行性のあるものとするには、行政からの独立した運営が欠かせません。図書館は教育委員会にあって、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 30条」の定めのとおり教育機関であり、みずからの意思を持って事業を展開できる機関です。こうした性格から、図書館の自由宣言は、図書館界の市民に対する約束なのです。さらに図書館員の倫理綱領も持っています。図書館員の専門性の根拠でもあります。

川崎市ではヘイト条例が成立しましたが、差別をなくす為には、市民の不断の努力が必要です。この「自由宣言」も図書館員と市民との協同の努力が実態をつくるものでしょう。私たち市民は「図書館の自由宣

言」を図書館が率先して市民に普及してほしいと願っています。

### 3. 図書館法(1950年制定 2019年6月7日最終改正)一部抜粋

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

図書館法はその目的のために、公共図書館をだれもが等しく自由に利用できるよう、入館料その他、いかなる対価も徴収してはならないと定めています。

現在、受益者負担の考え方を広げ、パソコン席の使用料、来館できない人向けの宅配料など有料のサービスが増えていますが、本来図書館法の目的に照らすと、これらはすべて無料が原則です。

今や格差社会の問題は避けられず、だれもが潤沢に学習や情報収集にける経済的余裕があるとはいえません。しかし日本国憲法には、学ぶ自由、知る自由が保障されています。図書館法は、それを実際に保障し、実践するのが公立図書館だと規定しています。これからの図書館は、市民平等の観点から図書館法を再確認し、無料の原則を尊重し、図書館サービス向上のために有料サービスを考え直す必要があります。

**課題** 図書館が持つ崇高な使命について再確認し、ここに示される図書館の中立性、自由、無料の原則について図書館が自ら考え、志向し、実現に向けて努力してください。



#### 図書館政策への提言

#### 私たちが考える川崎市の図書館

～市民が頼れる図書館へ～

編著 川崎の文化と図書館を発展させる会  
図書館政策グループ

発行 川崎の文化と図書館を発展させる会  
川崎市川崎区日進町 24-5

代表：佐々木勝男

事務局：090-6153-9566

発行日 2022年2月22日